

登園届 (保護者記入)

登園屆

Bambini 園長あて

クラス名

園児氏名

病名「

」において

西曆

年

月

日

医療機関名「

「

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。

西曆

年

月

日

保護者氏名

表面(P12)にある感染症にかかった後の登園の際には、上記の登園届の提出をお願いします。

なお、以下の①の場合には、医師の診断書(有料)の提出をお願いします。

②の場合には、お子様の早期回復と集団での感染拡大を防ぐために、登園を控えていただくこともありますので、ご了承ください。

①表面の「登園のめやす」期間が終了しないうちに登園可能と医師に診断され、保護者が登園を希望する場合

②子どもの全身症状が良好でなく、施設長または施設長に準じる者が集団生活に支障があると判断する場合

登園届の提出が必要な感染症の一覧を表面に記載しています

【感染症一覽】

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん一日快適に生活できることが大切です。入所児童がよくかかる下記感染症については、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断に下愛、登園届の提出をお願いします。

なお、保育園での集団生活に適應できるように、全身状態が良好であることが基本となりますので、保育園での集団生活に適應できるように、全身状態が良好であることが基本となりますので、登園する際にはご配慮ください。

疾患名	登園のめやす
インフルエンザ（Ａ・Ｂ）	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後３日を経過していること ※日数の数え方：発症した日を０日、解熱した日を０日とする
◎発症した日	月 日 ◎解熱した日 月 日
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ解熱し症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状の感染症の場合は、検体採取日を０日目として５日を経過すること
◎発症した日	月 日 ◎解熱した日 月 日
溶連菌感染症	抗菌薬内服後２４～４８時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ＲＳウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが瘡蓋（かさぶた）化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
麻疹（はしか）	解熱後３日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが瘡蓋（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有な咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （Ｏ１５７、Ｏ２６、Ｏ１１１等）	医師により感染の恐れがないと認められていること ※ 無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２週間経過後、発熱や嘔吐・下痢が治まったことが登園条件となる
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること
細気管支炎（ＲＳウイルス感染症・ヒトメタニューモウイルス感染症）	※全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	皮膚が乾燥しているか、湿潤部位が被覆してあること
単純ヘルペス感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること。口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであればマスクなどして登園可能
その他、適切な対応が必要な感染症疾患（ ）	
※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると診断した感染症	

※「全身状態が良い」とは、「熱や主な症状がなく、機嫌が良く普段の食事がとれること」をいいます。

注意：登園のめやす期間は、発症日、解熱日とも当日を0日目とし、翌日を1日目と起算します。